

介護サービス事業所運営指導結果について

施設サービス・
入居系サービス

施設サービス・入居系サービス共通（P3~8）

【サービスの提供の記録】

入所（入居）、退所（退居）に際し、利用者の被保険者証に必要事項を記載していない。

【介護老人福祉施設（地域密着型含む）】

入所に際しては入所の年月日並びに入所している施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。

【特定施設入居者生活介護】

サービスの開始に際しては、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、サービスの終了に際しては、当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載してください。

【認知症対応型共同生活介護】

入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載してください。

【施設サービス・入居系サービスの取扱方針】

「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の結果について、介護職員その他の従業者が確認したか否かを把握できていない。

「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」の結果について、介護職員その他の従業者が確認したことを把握できるよう必要な措置を講じてください。

【施設サービス・入居系サービスの取扱方針】

身体拘束等の適正化のための指針に必要な項目が盛り込まれていない。

身体拘束等の適正化のための指針について、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ①施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ②身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- ⑤身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

【施設サービス・入居系サービス計画の作成】

施設サービス・入居系サービス計画への同意が、家族のみの同意になっている。

利用者本人の同意が必要である認識を持ち、利用者本人が代筆を必要とする場合においては、代筆者欄を用いての家族等による署名としてください。

【衛生管理等】

レジオネラ属菌の水質検査を行っていない。

根拠：青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例

※利用者ごとに換水・清掃・消毒する場合は、本条例の対象となりません。

<八戸市ホームページ抜粋>

水質検査の実施

浴槽水等は、次の頻度でレジオネラ属菌の水質検査を行う必要があります。

- ・浴槽水を塩素消毒し、毎日換水している場合は、1年に1回以上。

(以下略)

菌検出の報告

水質検査で基準以上のレジオネラ属菌が検出された場合は、市に報告する必要があります。

記録及び保管

本条例に基づき実施した清掃、消毒の記録、水質検査の結果などについて、3年以上保管する必要があります。

参考URL：<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/eiseika/2/3365.html>

【協力病院（協力医療機関）等】

協力病院（協力医療機関）を変更した際に、変更届出がされていない。

協力病院（協力医療機関）を変更した場合は、変更届出書を提出してください。また、協力歯科医療機関を定めた場合も、変更届出書を提出してください。

介護老人福祉施設（地域密着型含む）（P10～21）

【指定介護福祉施設サービスの取扱方針】

身体拘束等の適正化のための研修を新規採用時に実施したことを確認できない。

身体拘束等の適正化のための研修を新規採用時に実施したことを、研修の実施内容を含め、確認できるようにしてください。

【施設サービス計画の作成】

施設サービス計画を変更する際に、施設サービス計画作成に当たっての一連の業務を行っていない。

施設サービス計画を変更する場合は、アセスメント、計画の原案の作成、サービス担当者会議の開催、計画の説明・同意・交付という一連のケアマネジメントのプロセスを遵守し、実施してください。

【施設サービス計画の作成】

施設サービス計画への同意が確認できない。

施設サービス計画に同意を得ていることを確認できるよう必要な措置を講じてください。

【施設サービス計画の作成】

施設サービス計画の交付が確認できない。

施設サービス計画の交付を確認できるよう必要な措置を講じてください。

【施設サービス計画の作成】

施設サービス計画の目標の設定が抽象的である。

施設サービス計画には具体的な目標を設定し、施設サービス計画及び提供したサービスの評価を行い得るようにしてください。

【勤務体制の確保等】

- ・ 複数の事業所に従事している職員について、事業所ごとの勤務時間が明確になっていない。
- ・ 兼務職員の職務ごとの勤務時間が明確になっていない。

事業所ごとに月ごとの勤務表を作成し、日々の勤務時間を明確にしてください。また、勤務表上、兼務職員における職務ごとの勤務時間が確認できるようにしてください。

【衛生管理等】

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の結果について、介護職員その他の従業者が確認したか否かを把握できていない。

「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」の結果について、介護職員その他の従業者が確認したことを把握できるよう必要な措置を講じてください。

【衛生管理等】

ヘアブラシが共用されている。

感染症の媒介となる恐れがあるため、ヘアブラシは共用しないでください。共用する場合は、利用毎に消毒を行ってください。

【地域との連携等】

運営推進会議を行っていない。

※地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のみ

- ・ 運営推進会議は、おおむね2月に1回以上開催してください。
- ・ 運営推進会議において、活動状況の報告を行い、評価を受けてください。
- ・ 運営推進会議で上がった要望や助言を記録してください。
- ・ 運営推進会議の会議録は、公表してください。

【事故発生の防止及び発生時の対応】

事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制が整備されていない。

介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるため、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合は、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。

【記録の整備】

記録の保存期間が2年間と規定されている。

提供した具体的なサービス内容等の記録は、完結の日から5年間保存してください。

【看取り介護加算】

看取りに関する指針に必要な項目が盛り込まれていない。

看取りに関する指針に、次のような項目を盛り込んでください。

参 考

- ① 当該施設の看取りに関する考え方
- ② 終末期にたどる経過（時期、プロセスごと）とそれに応じた介護の考え方
- ③ 施設等において看取りに際して行いうる医療行為の選択肢
- ④ 医師や医療機関との連携体制（夜間及び緊急時の対応を含む）
- ⑤ 入所者等への情報提供及び意思確認の方法
- ⑥ 入所者等への情報提供に供する資料及び同意書の書式
- ⑦ 家族への心理的支援に関する考え方
- ⑧ その他入所者に対して施設の職員が取るべき具体的な対応の方法

【看取り介護加算（Ⅱ）】

施設の求めに応じ医師が24時間対応できる体制を確保していない。

次のいずれかにより、施設の求めに応じ医師が24時間対応できる体制を確保してください。

- ①複数名の配置医師を置いている
- ②配置医師と協力医療機関の医師が連携している

【褥瘡マネジメント加算】

褥瘡ケア計画について、対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ていない。

褥瘡ケア計画に基づいたケアを実施する際には、対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。

【排せつ支援加算】

入所時の評価後、3月に1回、入所ごとの支援計画を見直していない。

入所者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価し、その評価に基づき、少なくとも3月に1回支援計画を見直してください。

【排せつ支援加算】

排せつ支援計画について、対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得ていない。

排せつ支援計画は作成後に、対象となる入所者又はその家族に説明し、同意を得てください。

特定施設入居者生活介護（P23～24）

【内容及び手続の説明並びに契約の締結等】

利用者が一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きについて、契約書等に明記されていない。

より適切なサービスを提供するため利用者を一時介護室に移して介護を行うこととしている場合は、利用者が一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続きについて、契約書等に明記してください。

【個別機能訓練加算】

個別機能訓練計画の目標について、個別的・具体的に設定していない。

個別機能訓練計画の目標について、個別的・具体的に設定し、評価できるようにしてください。

認知症対応型共同生活介護（P26～31）

【認知症対応型共同生活介護計画の作成】

認知症対応型共同生活介護計画の説明、同意がサービス提供後となっている。

サービスの提供に当たっては、認知症対応型共同生活介護計画に基づき行われるものであることから、サービス提供前に説明を行ったうえで利用者から同意を得てください。

【認知症対応型共同生活介護計画の作成】

認知症対応型共同生活介護計画作成毎にアセスメントを実施していない。

利用者の心身の状況の把握のため、計画作成毎にアセスメントを実施してください。また、他の介護従業者との協議（サービス担当者会議、ケースカンファレンス等）を行ってください。

【秘密保持等】

利用者の家族の個人情報を用いる場合に、利用者の家族から同意を得ていない。

利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族からも同意を得てください。

【身体拘束廃止未実施減算】

- ①身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。
- ②身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を新規採用時に行っていない。

- ①委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ってください。
- ②指針を整備してください。また、指針には必要項目を盛り込んでください。
- ③身体的拘束等の適正化のための研修を、新規採用時にも行ってください。

【生活機能向上連携加算（Ⅱ）】

当該加算に係る目標設定が一部不足している。

留意事項通知 第6の2(12)①イ～へについて、確実に実施してください。

【栄養管理体制加算】

管理栄養士が、従業者に対して行う「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」について、「当該事業所における目標」が記録から確認できない。

「栄養ケアに係る技術的助言及び指導」を行うにあたって、以下の事項を記録してください。

- ・当該事業所において利用者の栄養ケアを推進するための課題
- ・当該事業所における目標
- ・具体的方策
- ・留意事項
- ・その他必要と思われる事項

【口腔衛生管理体制加算】

当該加算について、ケアマネジメントの一環として行われていない。

口腔衛生の管理体制は、ケアマネジメントの一環として、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士及び関連職種の共同により、口腔衛生に係る課題把握・改善を行い、入所者に適した口腔清掃等を継続的に行うための体制をとってください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
- 八戸市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 八戸市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

根拠法令等

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（老企第43号）
- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第44号）
- 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（老企第45号）
- 介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準について（老老発0322第1号）
- 指定居宅サービス等及び介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）
- 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）

根拠法令等

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚告第21号）
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚労告第126号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第40号）
- 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第331018号）